



● 男女共同参画基本法 女性の健康支援含む → 第5次男女共同参画基本計画 (R2～6)

労働安全衛生法	職場の健康診断: 男女共通項目、短時間時間労働者 (女性多い) は法定義務外
労働基準法	産前産後休暇、妊娠中の深夜労働免除、生理休暇など
育児休業法 (間接的効果)	育児休業、子どもの看護休暇等
母子保健法	周産期中心に母子の健康支援 → 第2次健やか親子21 (H26～R6)
児童虐待防止法 配偶者暴力防止法	早期発見・対応中心 (予防・未然防止面弱い)
母体保護法	受胎調節、妊娠中絶等
成育基本法	子どもの成育と土台となる女性の健康
健康増進法	乳がん検診等: 市町村の努力義務受動喫煙防止等 → 第2次健康日本21 (H25～R4)
高齢者医療確保法	40～74歳の国民健康保険加入者の特定健康診断 (健診項目: 男女共通)

**対象 働く女性**

- 自営業は対象外
- 短時間労働のパートタイマーは対象外の内容も

**対象 妊娠中・産後の女性、妊娠を希望する女性中心**

- 平均出産回数は2回未満 → 支援機会は限定的
- 産後は子どもの健康支援への比重高まる傾向  
→ 産後うつ、虐待防止等への対応に課題
- 妊孕性 (プレコンセプションケア、不妊・不育) に対する支援  
→ 成育基本法による今後の対応が期待される

少子化社会対策基本法 → 第4次少子化社会対策大綱 (R2～11) ライフステージ毎の施策の方向性 (不妊治療支援等も)  
自殺対策基本法 → 第2次自殺総合対策大綱 (H29～R3)  
※最近の新たな動向: 性犯罪・性暴力対策の強化方針 (R3年4月文部科学省) 経口中絶薬 (R3年中に承認見通し)